

公 示 送 達 書

中能第555号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が明らかでないので、地方税法第20条の2第1項の規定により、公示送達します。

これらの書類は、当所において保管してありますから、申出があればいつでも交付します。

令和8年6月29日

石川県中能登総合事務所長



公示送達する書類を特定する情報	送達を受けるべき者の氏名又は名称	摘 要
地方税法の規定による書類 (中能第469号)	宮本 隆好	-
<以下余白>		

備考 上記の書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに送達があったものとみなされます。